

福岡市融資制度 成長支援資金のご案内

～創業3年目から5年目において事業拡大などを行う

中小企業・小規模事業者の成長を支援します～

低金利

1.3%

低保証料

0.5%

次なるステージへ!
(創業3年目から5年目の方対象)

原則

担保不要

原則

保証人不要

※個人の方が申込の場合

- 対象者
事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始した日、または新たに会社を設立した日から2年を経過し、5年未満の方
- 融資限度額 3,500万円 ※スタートアップ資金と合算して3,500万円まで
- 融資利率 1.3%
- 保証料率 0.5%
- 融資期間 10年以内 (据置期間2年以内)
- 保証人 個人: 不要 法人: 代表者
- 担保 原則、不要

【お問合せ】

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階
福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 (TEL 092-441-2171)

福岡市中小企業サポートセンター

検索



申込要件

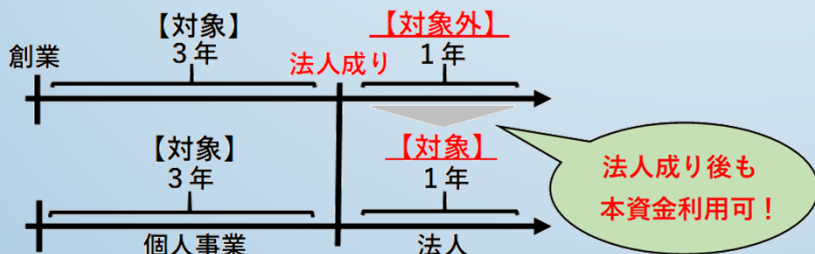
申込要件は本制度を利用するにあたっての要件です。要件を満たしていても、金融機関や信用保証協会の審査の結果、融資が受けられない、又はご希望の金額より減額提示となることがあります。

福岡市内で事業を営んでおり、創業後3年目から5年目の方（※）

※ 本資金の申込時に他の事業を営んでいる方（法人成り企業を除く）や、NPO法人は本資金をご利用いただけません。

<法人成り企業について> **対象者拡充**

個人事業主が事業開始後5年未満の間に会社を設立し、事業を当該会社に譲渡（法人成り）した場合、これまでは本資金を利用できないことになっていましたが、令和4年4月1日より利用が可能となりました。



<負担費用（金利・保証料）>

◆ 店舗を増設するため1,000万円を資金調達する場合（融資期間10年・元金均等払と仮定）

商工業振興資金	金利	約85万円	計139万円
	保証料	約54万円(※)	
成長支援資金	金利	約65万円	計93万円
	保証料	約28万円(※)	

**約46万円
負担減!**

※信用保証料については一括払、成長支援資金の保証料率は0.50%（固定）、商工業振興資金の保証料率は区分5（責任共有保証料率）として試算

必要書類

- ◎ 借入申込書一式（各指定金融機関に設置しています）
- ◎ 税務証明書（それぞれ最近1ヵ月以内に発行されたもの）

個人事業主	納税証明書(個人市県民税) ※非課税の場合、非課税証明書 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
法人	納税証明書(法人市民税) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

※各区役所課税課などで交付を受けることができます。

また、法人は会社設立後、法人市民税の納期が来ていない場合は「納期限未到来の証明」が必要となります。

- ◎ 創業・再挑戦計画書（計画書の様式は、ホームページからダウンロードできます）

- ◎ その他、一般資金（商工業振興資金・小口事業資金）と同様の書類 ~ 融資申込から融資実行までの流れ ~

申込場所

各指定金融機関

融資
申込

金融機関
審査

保証協会
審査

契約締結
融資実行

その他

福岡市では、融資制度や起業・経営に関する無料の相談窓口を設けておりますので、お気軽にご利用ください。

【融資相談窓口】 融資申込手続きの案内、必要書類等について 平日9:00~17:00(予約不要)

【経営相談窓口】 起業に必要な手続き、事業計画等について 平日9:30~17:00(予約制)

予約電話番号:092-441-2161